

集約都市形成支援事業 松川町立地適正化計画策定業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

この実施要領は、「松川町立地適正化計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）について、まちづくりの計画に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけではなく優れた提案を行う事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

（１）名称

集約都市形成支援事業 松川町立地適正化計画策定業務委託

（２）目的

平成 26 年 8 月に施行された改正都市再生特別措置法で制度化された「立地適正化計画」により、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、松川町立地適正化計画を策定する。

上記の策定を効率的かつ効果的に進めるために、高い専門性と豊富な経験を有する事業者からの提案書を一定の基準で評価・選定し、業務を委託する。

（３）委託内容

別紙仕様書のとおり

（４）委託者

長野県下伊那郡松川町

（５）委託期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 10 日（金）まで（債務負担行為による令和 7 年度から令和 9 年度の 3 ヶ年度の業務委託契約）

（６）提案上限額

金 10,670 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の提案上限額は次のとおりとする。

年 度	合 計 (千円)
令和 7 年度	2,750
令和 8 年度	3,960
令和 9 年度	3,960
合 計	10,670

2 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和 7・8・9 年度松川町もしくは長野県入札参加資格（建設コンサルタント）に登録している者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示 717 号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 長野県内に本店を有すること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 所在する市区町村に税の未納額がない者（法人の場合はその代表者も含む。）であること。
- (7) 松川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 88 号-1）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員ではないこと。
- (8) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、松川町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
 - ア 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 10 年間（平成 27 年度以降）において、地方公共団体発注の同種又は類似業務の実績（受注中の業務を含む）があること。同種業務とは、立地適正化計画策定業務（改訂を含む）をいい、基礎的調査・データ解析及び住民意向調査等の一部業務のみの実績はこれに含まない。類似業務とは、都市計画マスタープラン策定、国土利用計画、土地利用構想、土地利用計画、地区計画策定業務（すべて改定を含む）とする。
 - イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有する者とする。また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。
 - ウ 主たる担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。

3 選定に係る日程

内 容	期限等
プロポーザル公告	令和 7 年 5 月 9 日（金）
参加意向申請書に関する質問の受付	令和 7 年 5 月 16 日（金）12 時
参加意向申請書に関する質問の回答	令和 7 年 5 月 20 日（火）までの回答を予定
参加意向申請書の提出期限	令和 7 年 5 月 27 日（火）17 時
一次審査（書類審査・結果の通知） プロポーザル関係書類提出要請書	令和 7 年 5 月 29 日（木）までに通知予定
提案書に関する質問の受付	令和 7 年 6 月 5 日（木）12 時
提案書に関する質問の回答	令和 7 年 6 月 9 日（月）までの回答を予定
提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時
二次審査に関する質問の受付	令和 7 年 6 月 20 日（金）12 時
二次審査に関する質問の回答	令和 7 年 6 月 23 日（月）までの回答を予定
二次審査 （ヒアリング・プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 30 日（月）を予定 会場、時間等の詳細については後日連絡
結果通知	令和 7 年 7 月 3 日（木）までに発送予定
契約の締結	令和 7 年 7 月中旬を予定

4 提出書類一覧

本プロポーザルに係る提出書類は以下のとおりである。必要書類は松川町公式ホームページより入手するか、松川町建設水道リニア対策課窓口で受け取ること。なお、窓口では紙ベースでの提供となる。

項番	提出書類	様式
1	参加意向申請書	様式第 1 号
2	提案者情報書	様式第 2 号
3	業務実施体制書	様式第 3 号
4	予定技術者経歴書（管理技術者）	様式第 4 号
5	予定技術者経歴書（照査技術者）	様式第 5 号
6	予定技術者経歴書（主たる担当技術者）	様式第 6 号
7	提案書（表紙）	様式第 7 号
8	提案書（提案内容）	様式第 8 号（一部任意書式可）
9	見積書（見積内訳書）	任意書式
10	質問書	様式第 9 号

5 参加意向申請書の提出等に関する事項

- (1) 提出期限 公告の日から令和7年5月27日(火)17時(必着)
受付は閉庁日を除く9時から17時
- (2) 提出場所 松川町役場 建設水道リニア対策課土木係
- (3) 提出方法 持参、又は郵送(配達記録が残る郵便に限る。)
- (4) 提出書類 参加意向申請書(様式第1号)
提案者情報書(様式第2号)
業務実施体制書(様式第3号)
予定技術者経歴書(様式第4号)(管理技術者)
予定技術者経歴書(様式第5号)(照査技術者)
予定技術者経歴書(様式第6号)(主たる担当技術者)
予定技術者の雇用状況が把握できる書類(管理技術者及び照査技術者)
(注) 保有資格の証明書等、各様式の注記に示す書類を添付すること。
- (5) 提出部数 正本1部 副本5部 合計6部(左側2箇所をホチキス止め)
- (6) 結果通知 令和7年5月29日(木)(予定)
書面により全ての参加意向申請書提出者に通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

6 参加意向申請書に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年5月12日(月)から令和7年5月16日(金)12時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式第9号)に必要事項を記入の上、ワードファイルを添付し、電子メールにて提出する。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和7年5月20日(火)までに、松川町公式ホームページへ掲載し、公表する。類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする場合がある。

7 提案書の提出等に関する事項

- (1) 対象者 プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、松川町から「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者
- (2) 提出期限 令和7年6月13日(金)17時(必着)
受付は閉庁日を除く9時から17時
- (3) 提出場所 松川町役場 建設水道リニア対策課土木係
- (4) 提出方法 持参、又は郵送(配達記録が残る郵便に限る。)
- (5) 提出書類 提案書(表紙)(様式第7号)
提案書・提案内容(様式第8号)
見積書・見積内訳書(様式任意)
- (6) 提出部数 正本1部 副本5部 合計6部(左側2箇所をホチキス止め)

8 提案書の提出等に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年5月30日(金)から令和7年6月5日(木)12時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式第9号)に必要事項を記入の上、ワードファイルを添付し、電子メールにて提出する。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和7年6月9日(月)までに、対象者全員に電子メールにより回答書を送信する。類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする場合がある。

9 二次審査(ヒアリング・プレゼンテーション)に関する事項

- (1) 技術選考日 令和7年6月30日(月)(予定)
時間等の詳細については、各提案者へ郵送もしくは電子メールにより通知する。
- (2) 結果通知 令和7年7月3日(木)(予定)までに、郵送もしくは電子メールにより全ての提案者に通知する。契約候補者及び次点順位者については、松川町公式ホームページにおいて公表するものとする。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

10 二次審査に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年6月16日(月)から令和7年6月20日(金)12時
- (2) 提出方法 質問書(様式第9号)に必要事項を記入の上、ワードファイルを添付送信し提出する。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和7年6月23日(月)を予定として、対象者全員に電子メールにより回答書を送信する。類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする場合がある。

11 選考方法

- (1) 一次審査(書類審査)は、提出された参加意向申請書等を基に下表に示す評価の着目点について確認を行う。参加意向の申請者が多数の場合は、下表に示す評価指標について採点を行い、上位5者以内を二次審査及びヒアリング・プレゼンテーションの対象者として選定する。配点は、別紙評価基準による。

評価項目	指標
業務実施体制	技術者体制
管理技術者の資格及び経験	資格保持の状況、経験値
照査技術者の資格及び経験	資格保持の状況、経験値
主たる担当技術者の資格及び経験	資格保持の状況、経験値
地域性	技術者の常駐性

なお、一次審査の結果は、二次審査の評価点に加味しない。

- (2) 二次審査は、提案書に基づくヒアリング・プレゼンテーションを実施し、下表に示す評価指標について採点を行う。総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が

高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、全審査員の合計点が最も高い提案者を契約候補者とする。

評価項目	指標
町の現状理解	現状と課題等、町への理解度
業務への理解	業務への見識、仕様書等の理解
評価テーマに対する取組み姿勢	方針の明確さ、提案事項への取組み姿勢
工程計画	円滑な進め方、庁内の役割分担
説得力	提案書の分かりやすさ

<ヒアリング・プレゼンテーション実施概要>

- ①参加者 管理技術者を含む5名以内（Web参加は不可）
- ②説明時間 1者につき30分以内
 - ・提案内容の説明20分（準備・後片付け時間を含める。）
 - ・質疑応答10分
- ③その他
 - ・ヒアリングの順番は、参加意向申請書の提出受付が遅い者からとする。
 - ・プレゼンテーションに使用するプロジェクタ（HDMI入力端子有）、スクリーン、電源延長コードは松川町で用意するが、その他必要な機器（パソコン）、説明用資料（データ）は参加者が用意すること。ただし、それらを使用するための準備及び片付けは、説明時間に含めるものとする。
 - ・提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や追加提案等、提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。提案書に示された内容であれば、説明の補足用としてパワーポイント等への使用は可とする。

12 提案書等の書式

（1）提案書の書式

- ① 提案書の書式は、文字サイズを10.5ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）とし、A4判・縦型・横書きの片面印刷で、10ページを超えない範囲に取りまとめる。（様式第7号及び見積書を除く。）
- ② 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。

(2) 提案書の構成

提案書は、下表に示す目次に従い、本業務仕様書を参考として作成すること。また、下表で必須としている項目については、必ず記載すること。

提案書目次（内容の補足）	必須／任意	様式
提案書表紙	必須	様式第 7 号
1. 松川町のまちづくりにおける課題	必須	様式第 8 号
2. 町民参画、計画への理解・周知の手法	必須	
3. 松川町における立地適正化計画策定の必要性	必須	
4. 立地適正化計画策定の方向性	必須	
5. 業務工程、実施フローチャート ・仕様書の業務項目及び提案事項、庁内及び関係機関との協議・関連性等、考えられる業務項目の計画策定までの全工程について記載すること。	必須	様式第 8 号 (折込み A 3 判可)
6. 業務実施体制	必須	様式第 8 号
7. その他提案事項 ・仕様書に記載のない事項の提案、提案者の受注でもたらず町のメリット、その他独自提案など	任意	様式第 8 号
8. 見積書 ・会社名、代表者名を記入し、代表印を押印すること。 ・提案上限額以内の見積金額を記載のこと。 ・見積内訳書は、各年度の業務項目、数量、単価、諸経費等が分かるように記載のこと。	必須	任意様式

(3) 提案書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは次の各号のとおりとする。

- ① 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ② 提出期間終了後は、発注者の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- ③ 提出書類の提出後、発注者の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ⑥ 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- ⑦ 提出書類は、松川町情報公開条例（平成 11 年松川町条例第 1 号）に基づき、開示等をする場合がある。
- ⑧ 提案者から提出された従業員等の個人情報は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは松川町個人情報保護法施行条例（令和 5 年松川町条例第 1 号）に従う。

13 その他

- (1) 提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担となる。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 必要により、提出された書類等の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止を行う場合がある。
- (5) 詳細は、本実施要領及び松川町立地適正化計画策定業務仕様書によるものとする。

14 選定後の手続き

- (1) 委託業務に関して、提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではない。従って、選定された業務委託候補者と町が委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、本委託業務仕様書を一部変更して契約する場合がある。この協議は、結果通知後 14 日以内に行う。14 日以内にこの協議が整わない場合は、次点とされた者と改めて同様の協議を行うことがある。
- (2) 契約は、債務負担行為による令和 10 年 3 月 10 日までの契約とし、各会計年度における支払額限度額は、本実施要領「1. 業務の概要(6) 提案上限額」に示す各年度の合計額とする。
- (3) 契約保証金は、契約額の 100 分の 10 以上の額を契約時に納付しなければならない。ただし、松川町財務規則第 124 条の規定を適用し、当該要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 契約金額の支払いについては、契約の際に作成する仕様書の支払い基準による。
- (5) 契約書の作成等に要する全ての費用は、受託者の負担とする。

15 担当部署

- | | |
|---------------|--|
| (1) 担当課 | 松川町役場 建設水道リニア対策課
(課長) 中村(土木係) 大場、塚本 |
| (2) 住所 | 〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地 |
| (3) 電話番号 | 0265-36-7028 (直通) |
| (4) ファックス | 0265-36-5091 (代表) |
| (5) 電子メールアドレス | kensui@town.matsukawa.lg.jp |

(別紙) 評価基準

評価項目		評価の着眼点	配点	
一次審査基準	業務実施体制	事業者の同種・類似業務実績 管理技術者の手持ち業務の状況	8 点	40 点
	技術者	管理技術者・照査技術者・担当技術者の資格及び同種・類似業務実績	17 点	
	地域性	管理技術者・照査技術者の常駐性 管理技術者の松川町周辺市町村での都市計画に係る業務実績	15 点	
二次審査基準	町の現状理解	松川町の現状と課題、地勢・特性、上位関連計画等の理解度	10 点	70 点
	業務への理解	業務への見識、仕様書等の理解	10 点	
	評価テーマに対する取組み姿勢	立地適正化計画の必要性 立地適正化計画策定の方向性 防災指針の作成の方向性 隣接市町村との関係 住民の合意形成手法 その他考慮すべきこと	30 点	
	工程計画	円滑な進め方と庁内の役割分担 詳細なスケジュールの提示とその実現性	10 点	
	説得力	提案書の見易さ プレゼンテーションの分かり易さ	10 点	